

# 重要事項説明書

あさむつこども園

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人あさむつ福祉会
所 在 地	福井市下荒井町第4号76番地
電 話 番 号	0776-38-9605 (FAX0776-38-2772)
代表者氏名	理事長 池田 浩子

### 2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	あさむつこども園
施 設 の 所 在 地	福井市下荒井町第4号76番地
連 絡 先	電話番号0776-38-9605
管 理 者	園長 池田 浩子
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	〈1号認定の子ども〉 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 6人 〈2号認定の子ども〉 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 57人 〈3号認定の子ども〉 満3歳未満で保育を必要とする児童 33人
開 設 年 月 日	平成29年4月1日

### 3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。
- (3) 当園は園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	敷地全体	1194.74 m <sup>2</sup>
	園庭	269.07 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建
	延べ面積	442.68 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	
乳児室	4室	
ほふく室	2室	
保育室	4室	りす組(2歳児クラス) ぱんだ組(3歳児クラス) きりん組(4歳児クラス) らいおん組(5歳児クラス)
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	
その他		相談室・医務室など

#### 5 職員の種類、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
園長	1名	職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるために必要な指導命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
副園長・教頭	1名以上	園長を助け、園務を整理し、必要に応じ園児の教育及び保育をつかさどる。
主幹保育教諭	2名	園長、副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
指導保育教諭	1名	園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
保育教諭	10名以上	保育・教育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
栄養士	1名以上	園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1歳以上の幼児食にかかる献立を作成するとともに、調理業務に従事する。また、アレルギー食対応など保育教諭・家庭と連携し食育活動を行う。
調理員	1名以上	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。(栄養士が兼ねることもある)

学校医	1名	健康診断を行い、園児の健康面で指導をする。
学校歯科医	1名	検診を行い、園児へ歯科衛生の指導を行う。
学校薬剤師	1名	衛生、環境状態の検査・指導
事務職員	1名	事務・経理処理

## 6 教育・保育を提供する日

支給認定区分ごとに、次のとおり提供する日及び休業日が異なります。

認定区分	認定区分	提供する日	休業日
1号認定子ども	1号認定子ども	月曜日から金曜日	土曜日、日曜日、祝祭日 学年始休業（4月1日～4月5日） 夏季休業（8月11日から8月20日まで） 冬季休業（12月25日から1月5日まで） 学年末休業（3月26日から3月31日まで） ※年度により異なる
2号認定子ども 3号認定子ども	2号認定子ども 3号認定子ども	月曜日から土曜日	日曜日、祝祭日 年末年始（12月29日から1月3日）

## 7 教育・保育の提供時間

支給認定区分ごとに、次のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間（概ね6時間程度）	9時00分～15時00分【※1】
2号認定子ども	保育標準時間（最大11時間）	7時30分～18時30分【※2】
3号認定子ども	保育短時間（最大8時間）	8時～16時【※3】

\*現在、土曜日の利用可能時間は7時30分～12時30分となっておりますが、12時30分以降は応相談。（16時まで）

### 【※1】

15時00分を超えての保育を必要とされる場合は、一時預かりを利用することもできますのでご相談ください。（別途保護者負担金が必要となります。）

### 【※2】

7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに決定します。

なお、7時30分から18時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。時間外保育（延長保育）の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途保護者負担金が必要となります。

### 【※3】

8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに決定します。

なお、8時から16時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途保護者負担金が必要となります。

## 8 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

### （1）特定教育・保育及び時間外保育の提供

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定区分に応じて、上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。

### （2）送迎

通園バスはありません。保護者の方が責任を持って送迎をお願いします。

### （3）食事の提供

児童の年齢に応じた食事の提供を行います。

※食育だよりを毎月発行し、献立や食育についてお知らせしています。

※食物アレルギーについては医師の診断書を基に除去食を提供します。

※全園児の白米の主食を用意し、温かいご飯を提供しています。

## 9 利用料金

### （1）特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料・給食費等）

支給認定を行った市町村が定める利用者負担額（保育料・給食費等）を当園にお支払いいただきます。

### （2）特定教育・保育の提供に要する実費に係る保護者負担等

別表に掲げる費用を負担していただきます。

### （3）2号認定子ども・3号認定子どもに係る延長保育保護者負担金

延長保育を利用された場合には、別表に掲げる費用を負担していただきます。

### （4）1号認定子どもに係る一時預かり保護者負担金

在園する1号認定子どもが一時預かりを利用した場合には、別表に掲げる費用を負担していただきます。

## 10 利用の開始に関する事項等

1 当園は、1号認定子どもに係る支給認定保護者から利用の申込をうけたときまたは市町村から特定教育・保育の実施について要請を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じるものとします。

- (1) 利用申込のあった1号認定子どもと現に当園を利用している1号認定子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合
- (2) 利用要請があった2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び現に当園を利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに係る園児の総数が、当園の利用定数の総数を超える場合
- (3) 園児の受け入れにあたり、自ら適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合

2 全項第1号の事由により支給認定保護者からの利用申込に応じられない場合は、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当園の教育理念、基本方針に基づく選考等あらかじめ園長が明示した公正な方法により選考します。

### 1.1 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの支給認定保護者が、支給要件（保育の必要性の事由）に該当しなくなったとき。
- (3) 支給認定保護者から当園の利用の取消しの申し出があったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

### 1.2 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約をしています。

#### (1) 内科

医療機関の名称	玉井内科クリニック
医 院 長 名	玉井 利孝
所 在 地	福井市下荒井町4号74番地15
電 話 番 号	0776-39-1200

#### (1) 歯科

医療機関の名称	いたつデンタルクリニック
医 院 長 名	板津 衛
所 在 地	福井市花堂中2号1番地8
電 話 番 号	0776-34-0118

#### (1) 薬剤師

名 称	ひまわり調剤薬局
薬 剤 師 名	田村 実紀
所 在 地	福井市 下六条町215番地
電 話 番 号	0776-41-8510

### 1.3 緊急時の対応方法

教育・保育の提供時に、園児の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、園医又は園児の主治医に相談する等、必要な措置を講じます。

〈近隣の緊急連絡先〉

南警察署	0 7 7 6 - 3 4 - 0 1 1 0
南消防署	0 7 7 6 - 3 3 - 0 1 1 9
清明公民館	0 7 7 6 - 3 8 - 0 0 4 3

#### 1 4 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

防火管理者	池田 浩子
非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、建物、建具等の防火処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

#### 1 5 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情 受付担当者	氏名 主幹保育教諭 高島 陽子 電話番号 0 7 7 6 - 3 8 - 9 6 0 5
相談・苦情 解決責任者	氏名 園長 池田 浩子 電話番号 0 7 7 6 - 3 8 - 9 6 0 5
第三者委員	前川 忠博 (児童民生委員) 電話番号 090-8266-0844

※当園では、面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

また、園内に要望・苦情等に係るご意見箱を設置しています。

#### 1 6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

保険の種類	財団法人日本スポーツ振興センター災害給付掛金
保険の内容	園の管理下で発生した事故における補償
保険金額(補償限度額)	死亡時2,800万円

※詳しくは、別途配布し、同意書を提出していただく用紙でご確認ください。

#### 1 7 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 当園の職員は、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持します。
- (2) 当園の職員であった者について、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

- (3) 当園は、小学校、他の教育・保育施設及びその他関係機関に対し、園児やその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ることとします。
- (4) 当園では、現在ホームページを作成し、その中で園児の保育園生活の様子等撮影した写真を載せていきたいと思っております。また、園紹介パンフレットや幼児教育研修で使用させていただきます。写真には、園児のみならず保護者や家族が写っている場合もあります。(たとえば保護者参加の行事の写真など)また、卒園後も使用させていただくこともあります。

別表

1 実費徴収

項目	内容、理由及び目的	対象児童	金額
主食費	主食（お米）代	・ 1号認定 ・ 3歳児以上	月額 500円
副食費	副食代	・ 1号認定 ・ 3歳児以上	月額 4,500円
新年度用品	年齢に合わせて必要なもの	全園児	実費
制服代	制服・体操服代	3歳児以上	実費
絵本代	月刊絵本代	全園児	実費
遠足・園外活動費	バス代・施設使用料	参加者	実費
保護者会費	保護者会活動のため	全園児	月額 500円
体育教室	体育教室指導料として	4・5歳児	実費
リトミック教室	リトミック教室指導料として	4・5歳児	実費
英語教室	英語教室指導料として	4・5歳児	実費
スイミング教室	スイミング教室指導料として	4・5歳児	実費

※園の教育・保育内容の変更により、上記項目の一部について徴収しない場合もあります。

2 2号認定・3号認定子どもに係る時間外保育（延長保育）に関する保護者負担金

(1) 保育標準時間認定子どもに係る保護者負担金

市が定める金額

(2) 保育短時間認定子どもに係る保護者負担金

市が定める金額

3 1号認定子どもに係る一時預かり（幼稚園型）に関する保護者負担

期間	時間	金額
平日	15時01分～16時00分	1日 100円
	～17時00分	1日 200円 ※延長17時まで
土曜日	8時30分～12時30分	日額 400円
長期休暇	9時～15時	日額 450円 (15時以降は1時間につき100円追加) ※延長17時まで

新入園児保護者各位

幼保連携型認定こども園 あさむつこども園  
重要事項に関する同意書

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

あさむつこども園  
園長 池田 浩子

..... き り と り .....

私は、本書面に基づいて、あさむつこども園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

児童氏名 .....

保護者住所 .....

保護者氏名 ..... 印 .....

児童との続柄 .....

※ご兄弟はまとめて記入してください。